

# 指導監査基準（指定短期入所）

## ○根拠法令

「支援法」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

「都条例155号」=東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175号」=東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

「障発1206001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告548」=厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号）

「平18厚労告543」=厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

「障発1031001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第1 基本方針	<p>1 指定短期入所及び共生型短期入所事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。</p> <p>2 指定短期入所及び共生型短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>3 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>(1)都条例155号第3条第2項</p> <p>(1)都条例155号第3条第3項 (2)令和6年5月9日付6福保障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)</p> <p>(1)都条例155号第97条</p>	B又はC  C  B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第2 人員に関する基準		支援法第43条第1項	
1 従業者の配置の基準	<p>1 支援法第5条第8項に規定する施設が併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準を満しているか。</p> <p>ア 指定障害者支援施設その他の支援法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、イに掲げるものを除く。②において「入所施設等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う事業者に限る。）、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下、「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 (ア) 又は(イ)に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</p> <p>(ア) 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）事業者等が提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下、1において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>(イ) 指定短期入所を提供する時間帯（(ア)に掲げるものを除く。） 次の(一)又は(二)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数</p> <p>(一) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下 1人以上</p> <p>(二) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超える場合 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	(1)都条例155号第98条第1項  (2)都条例155号第98条第1項第1号 (3)都規則175号第15条第1項第1号  (4)都条例155号第98条第1項第2号 (5)都規則175号第15条第1項第2号	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
2	<p>支援法第5条第8項に規定する施設が、空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数となっているか。</p> <p>ア 入所施設等が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 (ア) 又は(イ)に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数 (ア) 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）の利用者の数とした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 (イ) 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の(一)又は(二)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数 (一) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下 1人以上 (二) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超える場合 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	(1)都条例155号第98条第2項 (2)都条例155号第98条第2項第1号 (3)都規則175号第15条第2項第1号 (4)都条例155号第98条第2項第2号 (5)都規則175号第15条第2項第2号	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>3 単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数となっているか。</p> <p>ア 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（以下、「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合            (ア) 又は(イ)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数            (ア) 指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は指定通所支援のサービス提供時間帯            当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上            (イ) 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、(ア)に掲げる時間以外の時間帯            次の(一)又は(二)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数            (一) 当該日の指定短期入所利用者の数が6人以下            1人以上            (二) 当該日の指定短期入所利用者の数が6人を超える場合            1に当該日の指定短期入所利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上            イ 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合            前記3のア(イ)の(一)又は(二)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める数</p>	(1)都条例155号第98条第3項第1号 (2)都規則175号第15条第3項第1号  (3)都条例155号第98条第3項第2号 (4)都規則175号第15条第3項第2号	C
2 管理者	<p>1 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに専ら当該指定短期入所事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）            また、他の職務との兼務は適切か。</p>	(1)都条例155号第99条 準用（第51条）	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
<b>第3 設備に関する基準</b>		支援法第43条第2項	
設備及び備品等	<p>1 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用されていない居室を用いているか。</p> <p>2 併設事業所は、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設及び当該併設事業所の利用者の支援に支障がないときには、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。</p> <p>3 空床利用型事業所は、当該施設として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けているか。</p>	(1)都条例155号第100条第1項  (1)都条例155号第100条第2項  (1)都条例155号第100条第3項  (1)都条例155号第100条第4項  (2)都規則175第16条	C C C C
<b>第4 運営に関する基準</b>		支援法第43条第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>1 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	(1)都条例155号第108条 準用（第13条第1項）  (1)都条例155号第108条 準用（第13条第2項）	B又はC C
2 提供拒否の禁止	<p>3 指定短期入所事業者は、正当な理由がなく、指定短期入所の提供を拒んではいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</li> <li>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</li> <li>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難な場合</li> <li>(4) 入院治療が必要な場合</li> </ul>	(1)都条例155号第108条 準用（第15条）	C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
3 連絡調整に対する協力	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、協力できるよう努めているか。		(1)都条例155号第108条 準用（第16項）	C
4 サービス提供困難時の対応	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定短期入所事業を提供することが困難であると認める場合は、他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		(1)都条例155号第108条 準用（第17項）	C
5 受給資格の確認	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証により支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。		(1)都条例155号第108条 準用（第18条）	C
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	1 指定短期入所事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  2 指定短期入所事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。		(1)都条例155号第108条 準用（第19条第1項）  (1)都条例155号第108条 準用（第19条第2項）	C
7 心身の状況等の把握	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。		(1)都条例155号第108条 準用（第20条）	C
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。  2 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		(1)都条例155号 第108条 準用（第21条第1項）  (1)都条例155号第108条 準用（第21条第2項）	C
9 サービスの提供の記録	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、その提供の都度、記録しているか。  2 指定短期入所事業者は、1の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定短期入所の提供を受けたことについて確認をしているか。		(1)都条例155号第108条 準用(第23条第1項)  (1)都条例155号第108条 準用（第23条第2項）	B又はC  C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
10 対象者等	<p>1 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	<p>(1)都条例155号第102条第1項</p> <p>(1)都条例155号第102条第2項</p>	C C	
11 入退所の記録の記載等	<p>1 指定短期入所事業者は、利用者の入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、当該入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを区市町村に提出しているか。</p>	<p>(1)都条例155号第103条第1項</p> <p>(1)都条例155号第103条第2項</p>	B又はC C	
12 支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の範囲等	<p>1 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>2 1の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、13の1から3までに掲げる支払については、この限りでない。）</p>	<p>(1)都条例155号第108条準用（第24条第1項）</p> <p>(1)都条例155号第108条準用（第24条第2項）</p>	C C	
13 利用者負担額等の受領	<p>1 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行う指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>3 指定短期入所事業者は、1及び2の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 光熱水費</p> <p>ウ 日用品費</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適當と認められるもの</p>	<p>(1)都条例155号第104条第1項</p> <p>(1)都条例155号第104条第2項</p> <p>(1)都条例155号第104条第3項 (2)都規則175号第17条</p>	C C C	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	4 指定短期入所事業者は、1から3までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	(1)都条例155号第104条第4項	C
	5 指定短期入所事業者は、3の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	(1)都条例155号第104条第5項	C
14 利用者負担額に 係る管理	1 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第26条）	C
15 介護給付費の額 に係る通知等	1 指定短期入所事業者は、法定代理受領により区市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第27条第1項）	C
	2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し、交付しているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第27条第2項）	C
16 指定短期入所の 取扱方針	1 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	(1)都条例155号第105条第1項	B又はC
	2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	(1)都条例155号第105条第2項 (2)平成29年3月31日付障発0331第15号「障害福祉サービス利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」	C
	3 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、指定短期入所の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	(1)都条例155号第105条第3項	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>4 指定短期入所事業者は、提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>※ 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	(1)社会福祉法第78条 (2)都条例155号第105条第4項 (3)平成24年9月7日24福保第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」	B又はC
17 サービスの提供	<p>1 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、利用者を入浴させ、又は清しきをしているか。</p> <p>3 指定短期入所事業者は、利用者に対し、当該支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。</p> <p>4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等からの依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。</p> <p>5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供しているか。</p>	(1)都条例155号第106条第1項 (1)都条例155号第106条第2項 (1)都条例155号第106条第3項 (1)都条例155号第106条第4項 (1)都条例155号第106条第5項	C C C C C
18 緊急時等の対応	1 指定短期入所事業所の従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	(1)都条例155号第108条準用（第32条）	B又はC
19 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	(1)都条例155号第108条準用（第33条）	B又はC
20 運営規程	<p>1 指定短期入所事業者は、各指定短期入所事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(3) 利用定員</li> <li>(4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</li> <li>(5) 指定短期入所の利用に当たっての留意事項</li> <li>(6) 緊急時等における対応方法</li> </ul>	(1)都条例155号第101条	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
21 定員の遵守	<p>(7) 非常災害対策  (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  (9) 虐待の防止のための措置に関する事項  (10) 地域生活支援拠点等であることの明記（市町村により位置づけられている場合のみ）  (11) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>1 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれの規定で定める数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。  ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超える利用者の数  (2) 空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居及びユニットごとの入居定員）及び居室の定員を超える利用者の数  (3) 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超える利用者の数</p>	<p>(1)都条例155号第107条  (2)都規則175第18条</p>	C
22 身体的拘束等の禁止	<p>1 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>3 指定短期入所事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>(1)都条例155号第108条  準用(第35条の2第1項)</p> <p>(1)都条例155号第108条  準用(第35条の2第2項)</p> <p>(1)都条例155号第108条  準用(第35条の2第3項)</p>	B C C
23 秘密保持等	<p>1 管理者及び指定短期入所事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>(1)都条例155号第108条  準用(第36条第1項)</p>	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	2 指定短期入所事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第36条第2項）	B又はC
	3 指定短期入所事業者は、他の指定短期事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第36条第3項）	C
24 情報の提供等	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第37条第1項）	B又はC
	2 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	(1)都条例155号第108条 準用（第37条第2項）	B又はC
25 利益供与等の禁止	1 指定短期入所事業者は、一般相談支援事業を行う者若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1)都条例155号第108条 準用（第38条第1項）	C
	2 指定短期入所事業者は、一般相談支援事業を行う者若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	(1)都条例155号第108条 準用（第38条第2項）	C
26 苦情解決	1 指定短期事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第39条第1項）	B又はC
	2 指定短期入所事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第39条第2項）	C
	3 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第39条第3項）	C
	4 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第39条第4項）	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	5 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第48条第1項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は区市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第39条第5項）	C
	6 指定短期入所事業者は、知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、3から5までの改善の内容を知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第39条第3～5項）	C
	7 指定短期入所事業者は、社会福祉法第85条に規定による運営適正化委員会が行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第39条第6項）	C
27 事故発生時の対応	1 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。  ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ （イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの	(1)都条例155号第108条 準用（第40条第1項） (2)令和6年5月9日付6 福祉障施第499号「施 設・事業所における 事故等防止対策の徹 底について（通 知）」	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	2 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第40条第3項）	C
	3 指定短期入所事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組を図るとともに、関係機関や地域住民等、多様な関係者との協力・連携体制を構築していくよう努めているか。	(1)平成28年9月15日付 障障0915第1号「社会福祉施設等における防犯に 係る安全の確保について （通知）」	B
28 虐待の防止	1 指定短期入所事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているのか。  ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	(1)都条例155号第108条 準用（第40条の2）  (2)都規則175号第4条の 4	C
29 会計の区分	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第41条）	C
30 記録の整備	1 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備してあるか。  2 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第42条第1項）  (1)都条例155号第108条 準用（第42条第2項）	B 又はC
31 相談及び援助	1 指定短期入所事業者は、常に利用者的心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第63条）	B 又はC
32 管理者の責務	1 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  2 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者に条例155（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例）第5章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	(1)都条例155号第108条 準用（第53条第1項）  (1)都条例155号第108条 準用（第53条第3項）	C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
33 勤務体制の確保等	<p>1 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>2 指定短期入所事業所は、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない)</p> <p>3 指定短期入所事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>4 指定短期入所事業者は、適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)都条例155号第108条 準用(第56条第1項)</p> <p>(1)都条例155号第108条 準用(第56条第2項)</p> <p>(1)都条例155号第108条 準用(第56条第3項)</p> <p>(1)都条例155号第108条 準用(第56条第4項)</p>	C C B又はC B又はC	
34 業務継続計画の策定等	<p>1 指定短期入所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>3 指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>(1)都条例155号第108条 準用(第12条の2第1項)</p> <p>(1)都条例155号第108条 準用(第12条の2第2項)</p> <p>(1)都条例155号第108条 準用(第12条の2第3項)</p>	B又はC B又はC B又はC	
35 非常災害対策	<p>1 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行うための準備を進めているか。</p> <p>※ 一定要件 階数2及び延床面積5,000m<sup>2</sup>以上の中核的機能を有する社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500m<sup>2</sup>以上の保育所</p>	<p>(1)建築物の耐震改修の促進に関する法律 附則第3条、同法律第5条第3項第1号 (2)建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行令附則第2条、同施行令第3条</p>		B

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>2 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>4 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>5 指定短期入所事業者は、4に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p> <p>6 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p>	(1)建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 (2)建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条 (1)都条例155号第108条準用(第74条第1項) (1)都条例155号第108条準用(第74条第2項) (1)都条例155号第108条準用(第74条第3項) (1)水防法第15条の3第1項、第2項及び第5項 (2)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項及び第5項	B B又はC B又はC B又はC B
36 地域との連携等	1 指定短期入所事業者は、指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。	(1)都条例155号第108条準用(第73条)	B又はC
37 健康管理	1 指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を講じているか。	(1)都条例155号第108条準用(第88条)	C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
38 衛生管理等	<p>1 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生又はまん延を防止するために次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>		(1)都条例155号第108条 準用(第90条第1項)  (1)都条例155号第108条 準用(第90条第2項) (2)都規則175第11条の2	C  B
39 協力医療機関	1 指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。		(1)都条例155号第108条 準用(第91条)	C
40 掲示	<p>1 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定短期入所事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることをしているか。</p>		(1)都条例155号第108条 準用(第92条第1項)  (1)都条例155号第108条 準用(第92条第2項)	B又はC  B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第5 届出等			
1 変更の届出	<p>1 指定短期入所事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第4号に掲げる事項（第34条の11第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第9号まで及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定短期入所事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の名称及び所在地</li> <li>2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>3 申請者の登記事項証明書又は条例等</li> <li>4 事業所の種別</li> <li>5 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</li> <li>6 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、空所利用型事業所において行うときは当該施設の入所定員</li> <li>7 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>8 運営規程</li> <li>9 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容</li> <li>10 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項</li> </ol>	(1) 支援法第46条第1項 (2) 支援法施行規則第34条の23第1項第4号	B又はC
2 業務管理体制の整備	<p>1 指定短期入所事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、厚生労働省令で定めた基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等</p> <p>（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	(1) 支援法第42条第3項 (2) 支援法第51条の2第1項 (3) 支援法規則第34条の27	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
2	<p>指定短期入所事業者は、知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数が20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	(1) 支援法第51条の2 第2項 (2) 支援法規則第34条の28	C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取り扱い			支援法第29条第3項	
1 基本事項	<p>1 指定短期入所に要する費用の額は、平成18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>2 1の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	(1)平18厚労告523の一 (2)平18厚労告539	C	
2 短期入所サービス費	<p>1 福祉型短期入所サービス費（I） 区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。以下同じ）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>2 福祉型短期入所サービス費（II） 区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>3 福祉型短期入所サービス費（III） 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分1（以下「障害児支援区分1」という。）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分（以下「障害児の障害の支援の区分」という。）に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>4 福祉型短期入所サービス費（IV） 障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>5 福祉型強化短期入所サービス費（I） 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の1の注1  (1)平18厚労告523別表第7の1の注2  (1)平18厚労告523別表第7の1の注3 (2)平18厚労告572  (1)平18厚労告523別表第7の1の注4  (1)平18厚労告523別表第7の1の注4の2 (2)平18厚労告556第5の3	C	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
6	福祉型強化短期入所サービス費（II） 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	(1)平18厚労告523別表第7の1の注4の3 (2)平18厚労告556第5の3	
7	福祉型強化短期入所サービス費(III) 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	(1)平18厚労告523別表第7の1の注4の4 (2)平18厚労告556第5の4	
8	福祉型強化短期入所サービス費(IV) 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援等又は共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	(1)平18厚労告523別表第7の1の注4の5 (2)平18厚労告556第5の4	
9	福祉型強化特定短期入所サービス費（I） 別に厚生労働大臣等が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、7又は8の算定対象となる利用者については、算定しない。	(1)平18厚労告523別表第7の1の注4の6 (2)平18厚労告556第5の5	
10	福祉型強化特定短期入所サービス費（II） 別に厚生労働大臣等が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、7、8又は9の算定対象となる利用者については、算定しない。	(1)平18厚労告523別表第7の1の注4の7 (2)平18厚労告556第5の6	
11	医療型短期入所サービス費（I） 平成18厚労告523の別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)又は別に厚生労働大臣が定める者（厚労告556）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告551）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	(1)平18厚労告523別表第7の1の注5 (2)平18厚労告556第5の5 (3)平18厚労告551第7のイ	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>12 医療型短期入所サービス費（II） 平成18厚労告523の別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者（厚労告556）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告551）に適合しているものとして知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の1の注6 (2)平18厚労告556第5の5 (3)平18厚労告551第7のロ	
	<p>13 医療型短期入所サービス費（III） 区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告551）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の1の注7 (2)平18厚労告236 (3)平18厚労告551第7のロ	
	<p>14 医療型特定短期入所サービス費（I） 平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者（厚労告556）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告551）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の1の注8 (2)平18厚労告556第5の5 (3)平18厚労告551第7のイ	
	<p>15 医療型特定短期入所サービス費（II） 平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者（厚労告556）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告551）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の1の注9 (2)平18厚労告556第5の5 (3)平18厚労告551第7のハ	
	<p>16 医療型特定短期入所サービス費（III） 区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準（厚労告236）に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有ると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告551）を満たすものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の1の注10 (2)平18厚労告236 (3)平18厚労告551第7のハ	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>17 医療型特定短期入所サービス費(IV) 指定生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者（厚労告556）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告551）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>18 医療型特定短期入所サービス費(V) 指定生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者（厚労告556）に対して、別に厚生労働大臣が定める（厚労告551）施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>19 医療型特定短期入所サービス費 (VI) 指定生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準（厚労告236）に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告551）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>20 指定短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」の三の表の上欄に定める基準に該当する場合に、同表の下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>21 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間(第6の2の2、4、15、16及び17を算定する場合を除く。)は、短期入所サービス費を算定していないか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の1の注11 (2)平18厚労告556第5の5 (3)平18厚労告551第7のイ  (1)平18厚労告523別表第7の1の注12 (2)平18厚労告556第5の5 (3)平18厚労告551第7のロ  (1)平18厚労告523別表第7の1の注13 (2)平18厚労告236 (3)平18厚労告551第7のロ  (1)平18厚労告523別表第7の1の注16 (2)平18厚労告550第3  (1)平18厚労告523別表第7の1の注17	
3 短期利用加算	1 指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第7の2の注	B又はC
4 常勤看護職員等配置加算	1 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、2の20に該当する場合は、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第7の2の2の注	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
5 医療的ケア対応支援加算	<p>1 2の1から4までの福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>2 2の5から8までの福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>		(1)平18厚労告523別表第7の2の3の注1 (1)平18厚労告523別表第7の2の3の注2	B又はC
6 重度障害児・障害者対応支援加算	1 2の5から8までの福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。		(1)平18厚労告523別表第7の2の4の注	B又はC
7 重度障害者支援加算	<p>1 指定短期入所事業所等において、平成18厚労告523の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行なった場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、この場合において、2の9から11の医療型短期入所サービス費又は2の12から17までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>2 重度障害者支援加算（I）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、区分6に該当し、かつ、平成18厚労告523の第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。</p> <p>3 2が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>4 重度障害者支援加算（II）については、指定短期入所事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1を算定している場合は、加算しない。</p> <p>5 4が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算しているか。</p>		(1)平18厚労告523別表第7の3の注1 (1)平18厚労告523別表第7の3の注2 (1)平18厚労告523別表第7の3の注3 (1)平18厚労告523別表第7の3の注4 (1)平18厚労告523別表第7の3の注5	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
8 単独型加算	<p>6 5が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>1 単独型事業所において、指定短期入所を行なった場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、この場合において、2の9から11の医療型短期入所サービス費又は2の12から17の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>2 単独型事業所において、2の2福祉型短期入所サービス費（II）、2の4福祉型短期入所サービス費（IV）、2の6の福祉型強化短期入所サービス費（II）又は2の8の福祉型強化短期入所サービス費（IV）の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算する。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の3の注6  (1)平18厚労告523別表第7の4の注1  (1)平18厚労告523別表第7の4の注2	B又はC	
9 医療連携体制加算	<p>1 医療連携体制加算（I） 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、2の5から8の福祉型強化短期入所サービス費、2の9若しくは10の福祉型強化短期入所サービス費、2の11から13までの医療型短期入所サービス費、2の20若しくは21の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定介護等若しくは平成18厚労告523の第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については算定しないこと。</p> <p>2 医療連携体制加算（II） 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しないこと。</p> <p>3 医療連携体制加算（III） 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しないこと。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の5の注1  (1)平18厚労告523別表第7の5の注2  (1)平18厚労告523別表第7の5の注3	B又はC	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>4 医療連携体制加算（IV） 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の介護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は9の1から3までのいずれかを算定している利用者については算定しないこと。</p> <p>5 医療連携体制加算（V） 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の介護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は9の3を算定している利用者については算定しないこと。</p> <p>6 医療連携体制加算（VI） 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の介護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は9の3若しくは5を算定している利用者については算定しないこと。</p> <p>7 医療連携体制加算（VII） 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員が1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、2の5から8の福祉型強化短期入所サービス費、2の9若しくは10の福祉型強化特定短期入所サービス費、2の11から13の医療型短期入所サービス費又は2の14から19の医療型特定短期入所サービス費を算定している利用者については算定しないこと。</p> <p>8 医療連携体制加算（VIII） 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為従事者が喀痰吸引を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、2の5から8の福祉型強化短期入所サービス費、2の9若しくは10の福祉型強化特定短期入所サービス費、2の11から13の医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイからヘまでのいずれかを算定している利用者については算定しないこと</p>	(1)平18厚労告523別表第7の5の注4  (1)平18厚労告523別表第7の5の注5  (1)平18厚労告523別表第7の5の注6  (1)平18厚労告523別表第7の5の注7  (1)平18厚労告523別表第7の5の注8	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	9 医療連携体制加算（IX） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者について算定しないこと。	(1)平18厚労告523別表第7の5の注9	
10 栄養士配置加算	1 栄養士配置加算（I） 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、この場合において、2の9から11までの医療型短期入所サービス費又は2の12から17までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。 ア 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 イ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 (2) 栄養士配置加算（II） 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、1又は2の9から11までの医療型短期入所サービス費若しくは2の12から17までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。 ア 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 イ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。	(1)平18厚労告523別表第7の6の注1 (1)平18厚労告523別表第7の6の注2	B又はC
11 利用者負担上限額管理加算	1 指定短期入所事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第7の7の注	B又はC
12 食事提供体制加算	1 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、次のアからウまでのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 イ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ウ 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	(1)平18厚労告523別表第7の8の注	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
13 緊急短期入所受入加算	<p>1 緊急短期入所受入加算（I） 第6の2の1から8までの福祉型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>2 緊急短期入所受入加算（II） 第6の2の9から11までの医療型短期入所サービス費若しくは第6の2の12から17までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の9の注1  (1)平18厚労告523別表第7の9の注2	B又はC	
14 定員超過特例加算	(1) 指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、2の25に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第7の10の注	B又はC	
15 特別重度支援加算	<p>1 特別重度支援加算（I） 第6の2の9から11までの医療型短期入所サービス費又は第6の2の12から17までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>2 特別重度支援加算（II） 第6の2の9から11までの医療型短期入所サービス費又は第6の2の12から17までの医療型特定入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、特別重度支援加算（I）を算定している場合に算定していないか。</p> <p>3 特別重度支援加算（III） 第6の2の9から11までの医療型短期入所サービス費又は第6の2の12から17までの医療型特定入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、特別重度支援加算（I）又は特別重度支援加算（II）を算定している場合に算定していないか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の11の注1  (1)平18厚労告523別表第7の11の注2  (1)平18厚労告523別表第7の11の注3	B又はC	
16 送迎加算	<p>1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の12の注1  (1)平18厚労告523別表第7の12の注2	B又はC	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
17 日中活動支援加算	<p>1 次のアからウまでの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成される利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、2の9から14を算定している場合に算定していないか。</p> <p>ア 保育士、理学療法士、言語聴覚士その他の職種の者（イにおいて「保育士等」という）が共同して利用者ごとの日中活動実施計画を作成すること。</p> <p>イ 利用者ごとの日中活動支援計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状況を定期的に記録していること。</p> <p>ウ 利用者ごとの日中活動支援計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の13の注	B又はC
18 医療型短期入所受入前支援加算	<p>1 「医療型短期入所受入前支援加算（I）については、2の11から13を算定している指定短期入所事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。ただし、2の1から10を算定している場合には、算定しない。</p> <p>2 「医療型短期入所受入前支援加算（II）については、2の11から13を算定している指定短期入所事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。ただし、2の1から10を算定している場合には、算定しない。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の13の2注1  (1)平18厚労告523別表第7の13の2注2	B又はC
19 集中的支援加算	<p>1 集中的支援加算（I）については、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>2 集中的支援加算（II）については、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の13の3注1  (1)平18厚労告523別表第7の13の3注2	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
20 情報公表未報告減算	1 支援法76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合に、所定単位数の10%を減算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の5 (2)障発1031001通知第二1 (12) ②(一)	B又はC
21 業務継続計画未策定減算	1 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合に、所定単位数の1%を減算しているか。 ※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。	(1)平18厚労告523別表第15の6 (2)障発1031001通知第二1 (13) ②(一)④	B又はC
22 身体拘束廃止未実施減算	1 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合に所定単位数の1%を減算しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していること。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録していること。</li> <li>イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>ウ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>エ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</li> </ul>	(1)平18厚労告523別表第1の1の注18 (2)障発1031001通知第二1 (14) ②(一)	C
23 虐待防止措置未実施減算	1 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合に所定単位数の1%を減算しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>イ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。</li> <li>ウ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ul>	(1)平18厚労告523別表第1の1の注19 (2)障発1031001通知第二1 (15) ②	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
24 福祉・介護職員 処遇改善加算 【※令和6年5月 31日以前に提供 したサービスに 適用】	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事又は区市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、令和6年3月31日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から23までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から23までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から23までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の14の注	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の質に関するものを含む。）を定めていること。</li> <li>② ①の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> <li>③ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</li> <li>④ ③について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> <li>⑤ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</li> <li>⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> </ul> <p>(カ) 平成27年4月から(イ)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アの(ア)から(カ)まで、キの①から④まで及び(カ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次に掲げる要件のいずれにも適合すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>A 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</li> <li>B Aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> </ul> </li> <li>② 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>A 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</li> <li>B Aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(カ) 平成20年10月からアの(イ)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
25 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 【※令和6年5月31日以前に提供したサービスに適用】	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">福祉・介護職員等特定処遇改善加算 2から2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。（厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号））</p> <p style="padding-left: 2em;">福祉・介護職員等特定処遇改善加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 障がい福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>① 経験・技能のある障がい福祉人材のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であること。その他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>② 指定短期入所事業所等における経験・技能のある障がい福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障がい福祉人材（経験・技能のある障がい福祉人材を除く。）及び障がい福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。</p> <p>③ 障がい福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障がい福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障がい福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障がい福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障がい福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障がい福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。</p> <p>④ 障がい福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の15の注	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障がい福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障がい福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障がい福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに障がい福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ) 短期入所サービス費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ) 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) 平成20年10月から(イ)の届出の日の属する月の前月までに実施した障がい福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
26 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 【※令和6年5月31日以前に提供したサービスに適用】	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合は、2から24までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数として加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号第42号の2）</p> <p>次に掲げる基準にいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込み額が福祉・介護職員等支援加算の算定見込み額を上回り、かつ、障害福祉人材のそれぞれについての賃金改善に要する費用の見込み額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引き上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定短期入所事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画を記載した福祉・介護職員等のベースアップ等支援計画を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>カ イの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p>	(1)平18厚労告523別表第7の16の注 (2)平18厚労告543第21号の2 準用(第3号の2) (3)障発1031001通知第二2(7)⑯ 準用(第二2(1) ⑰)	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
27 福祉・介護職員 処遇等改善加算 【※令和6年6月1 日以降に提供し たサービスに適 用】	<p>1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等が、利用者に対し指定短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>※指定短期入所では、福祉・介護職員等処遇改善加算（II）の区分は該当しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から24までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 該当しない</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から24までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2から24までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数</p> <p>2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等（1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し指定短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>※指定短期入所では、福祉・介護職員等処遇改善加算（V）(3)、（V）(4)、（V）(6)、（V）(9)、（V）(12)の区分は該当しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から24までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から24までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 該当しない</p> <p>(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 該当しない</p> <p>(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から24までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数</p> <p>(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 該当しない</p>	<p>(1)平18厚労告523別表第15の9 (2)障発1031001通知第二2(8) ④</p> <p>(1)平18厚労告523別表第1の5の注2 (2)障発1031001通知第二2(1) ⑩</p>	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から24までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数</p> <p>(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から24までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数</p> <p>(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 該当しない</p> <p>(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から24までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数</p> <p>(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から24までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数</p> <p>(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 該当しない</p> <p>(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から24までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数</p> <p>(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から24までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること</p> <p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉・介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃に関するものを含む。）を定めていること。</li> <li>② ①の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> <li>③ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</li> <li>④ ③について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> <li>⑤ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</li> <li>⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> </ul> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の待遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員待遇改善加算（Ⅱ） アの(ア)から(カ)まで、(キ)の①から④まで及び(ク)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員待遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) アの(ア)から(カ)まで及び(ク)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次に掲げる要件の全てに適合すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>A 福祉・介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内等の要件（福祉・介護職員の賃に関するものを含む。）を定めていること。</li> <li>B Aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> </ul> </li> <li>② 次に掲げる要件の全てに適合すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>A 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</li> <li>B Aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</li> </ul> </li> </ul>		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。（該当しないものは記載省略）</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該短期入所事業所等（介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定共同生活援助事業所等をいう。以下同じ。）が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該短期入所事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 当該指定短期入所事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届出していること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定短期入所事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の質に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 短期入所サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを届け出していること。</p> <p>口 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 該当しない</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 令和六年五月三十一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）による改正前の介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>(2) イの(1)の(2)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</p> <p>(2) イの(1)の(2)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 該当しない</p> <p>チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 該当しない</p> <p>リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>(2) イの(1)の(2)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 該当しない</p>		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</p> <p>(2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		
	<p>ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>(2) イの(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。) 及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
ワ	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 該当しない		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
<p>カ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>(2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ヨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>(2) イの(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>タ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 該当しない</p>			

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>レ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。</p> <p>(2) イの(1) ((一)及び(二))に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		
	<p>ソ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>(2) イの(1) ((一)及び(二))に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		